



【号外】2023年4月24日  
大阪府関係職員労働組合  
(府職労)

電話 06-6941-3079

メール info@fusyokuro.gr.jp

## 「定年引上げにかかる各種制度について」 提案を了解するも6項目を新たに要求！

府職労・病院労組は、4月19日に「定年引上げにかかる各種制度」について、病院機構当局と交渉しました。

3月20日に提案のあった「定年引上げにかかる各種制度」については、

定年を段階的に引上げて65歳定年にするとし、61歳以降の給与

については60歳時の10割水準を維持するが昇給しない、現行の再任用制度は廃止し、定年の

段階的な引上げ期間中は、現行と同制度の「暫定再任用制度」を存置し、

60歳以降定年前に退職した職員については、本人希望により短時間勤務が選択できる、非常

勤職員の契約期間の更新の限度、採用に関する

年齢制限及び無期雇用契約へ転換した者の定年

による退職を段階的に引上げるとしています。

### 再雇用職員の待遇改善を

### 府職労・病院労組は、

60歳以降の給料10割水準の維持、再雇用職員の給料引上げや待遇改善、職員定数外配置などを求めてきました。

府職労・病院労組は、60歳以降の給料10割水準の維持、再雇用職員の給料引上げや待遇改善、職員定数外配置などを求めてきました。

今回の提案は、国や大

阪府の60歳時の給料7

割水準を上回り、10割

を維持するというもので

あり了解しました。

しかし、職場からの声

に基づいて、左記の欄に

ある6項目を要求しま

した。

この要求に対して、病

院機構当局の伊庭次長

からは「要求内容につい

ては、今後協議していき

たい」と述べて交渉は終

わりました。

府職労・病院労組は、

引き続き、安心して働き

続けることができる病院

職場をめざして取り組

みを強めていきます。

### 【府職労・病院労組の要求】

1. 暫定再雇用、定年前再雇用短時間勤務する職員の賃金水準を定年引上げ職員と同水準となるよう改善すること。一時金についても、定年前職員と同様の支給率とすること。
2. 60歳昇給停止をやめ、60歳以降も昇給させること。
3. 暫定再雇用、定年前再雇用短時間勤務する職員は、希望する全員を採用し、定数外配置とし、欠員補充や長時間労働の解消につなげること。
4. 職種によっては、役職者定年制を導入しないことにより昇任できない職種もあり、仕事へのモチベーションが上がらないという意見もある。少数職種の昇任・昇格についても、昇任枠の拡大など改善すること。
5. 加齢による諸事情への対応や地域ボランティア活動従事など社会貢献活動への参加などを希望する高齢職員のために勤務時間を減じる大阪府と同様の高齢者部分休業を取得できるようにすること。
6. 看護助手や医療事務補助などの非常勤職員については、70歳まで法人で雇用できる制度を創設すること。